

第24回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年5月26日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 54号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 14件 |
| 第 5 | 報告第 55号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 5件 |
| 第 6 | 議案第119号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 7 | 議案第120号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第121号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第 9 | 議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第123号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第124号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第12 | 議案第125号 農用地の買入協議に係る要請について | 3件 |
| 第13 | 議案第126号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 45件 |

○出席委員（16名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 舟山 珠代 君 | 9番 津野 斉 君 |
| 10番 甲斐やす子 君 | 11番 笛木 眞一 君 | 12番 山本 政弘 君 |
| 13番 熊谷 英二 君 | 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（4名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ●番 ●● ●● 君 | ●番 ●● ●● 君 | ●番 ●● ●● 君 |
| ●番 ●● ●● 君 | | |

○欠席委員（0名）

○その他出席者

- | | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 事務局次長 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 工藤 理恵 君 | 農地係長 青島 雅明 君 |
| 主 任 湊谷 沙紀 君 | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第24回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時07分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・笛木君 12番・山本君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第24回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第54号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第54号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容14件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号14まで内容14件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第54号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり14件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 28.5 h a

指名年月日 令和7年4月24日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 75.7 h a

指名年月日 令和7年4月25日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

なお、番号3～5につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 40.5 h a

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 31.2 h a

番号5

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 23.1 h a

番号6

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 55.0 h a

指名年月日 令和7年4月25日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

なお、番号7につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 29.7 h a

番号8

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 59.2 h a

指名年月日 令和7年4月25日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

番号9

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 53.8 h a

指名年月日 令和7年4月25日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

なお、番号10につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号9と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号10

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 50.9 h a

番号11

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 16.3 h a

指名年月日 令和7年4月30日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号12

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 29.1 h a

指名年月日 令和7年5月1日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

番号13

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 17.0 h a

指名年月日 令和7年5月9日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号14

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 209.6 h a

指名年月日 令和7年5月12日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、渡邊委員、甲斐委員、熊谷委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号14まで、内容14件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第54号、内容14件は報告のとおり承認されました。

◎報告第55号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第55号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容5件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第55号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 森田委員、嶋中委員

報告年月日 令和7年4月22日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄218-7

現況地目 畑

面積 139,882㎡

価格 4,087,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

報告第55号、番号1について報告いたします。

令和6年12月4日に、森田委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年2月12日に第2回あっせん委員会を開催しましたが、不調となりました。

令和7年4月22日に、大泉委員、森田委員、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で標茶町役場において第3回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

お諮り致します。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 大泉委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日 令和7年4月22日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字多和166-1

現況地目 採放地

面積 30,618㎡外4筆、合計面積は106,464㎡

価格 2,167,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字上多和原野東1線5-2

現況地目 畑

面積 32,985㎡外19筆、合計面積は236,084㎡

価格 10,557,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字上多和原野東1線2-1

現況地目 採放地

面積 23,044㎡外14筆、合計面積は164,694㎡

価格 3,343,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお、番号3から番号4につきましては、あっせん委員長、あっせん委員、報告年月日が、番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字多和160-4

現況地目 畑

面積 17,751㎡外27筆、合計面積は400,805㎡

価格 9,513,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字上多和原野基線30-1

現況地目 畑

面積 13,161㎡外11筆、合計面積は63,548㎡

価格 3,100,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字上多和原野基線20-1

現況地目 畑

面積 9,556㎡外6筆、合計面積は103,062㎡

価格 4,625,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字多和161-19

現況地目 畑

面積 21,107㎡外2筆、合計面積は35,417㎡

価格 910,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字上多和原野東1線13-2

現況地目 畑

面積 3,417㎡外18筆、合計面積は198,834㎡

価格 6,196,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字上多和原野基線19

現況地目 採放地

面積 50,220㎡外4筆、合計面積は106,317㎡

価格 1,812,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字上多和原野基線29-3

現況地目 畑

面積 14,429㎡外2筆、合計面積は21,414㎡

価格 458,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号2から番号4につきましてはあっせん委員長であります大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

報告第55号 番号2、3、4について報告いたします。

令和6年11月13日に平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年3月14日に第2回あっせん委員会を開催し、一部の農地については不調となりましたが、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

令和7年4月22日に森田委員、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で標茶町役場において第3回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2から番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4、内容3件は報告のとおり承認されました。

続きまして番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 5

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、甲斐委員、熊谷委員

報告年月日 令和7年5月16日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字標茶 2 1 2 - 1

現況地目 畑

面積 9,549㎡外 8 筆、合計面積409,747㎡

価格 16,732,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字標茶 5 3 5 - 1

現況地目 畑

面積 51,697㎡外2筆、合計面積は217,569㎡

価格 12,792,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字栄 7 - 1

現況地目 畑

面積 19,942㎡外1筆、合計面積は72,026㎡

価格 2,662,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西 3 線 8 6 - 7

現況地目 畑

面積 47,834㎡外6筆、合計面積は103,891㎡

価格 4,460,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西 4 線 5 8 - 2

現況地目 畑

面積 49,295㎡

価格 2,500,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 30-4

現況地目 畑

面積 186,115㎡外 6筆、合計面積は481,536㎡

価格 14,932,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字奥熊牛原野基線 5-5

現況地目 畑

面積 12,056㎡外 28筆、合計面積は345,796㎡

価格 15,663,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして

土地の所在 字熊牛原野 22線東 32-2

現況地目 畑

面積 21,263㎡外 5筆、合計面積は137,492㎡

価格 7,199,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字栄 231-10

現況地目 採放地

面積 113,418㎡外 2筆、合計面積は136,186㎡

価格 5,528,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西 2線 70-2

現況地目 畑

面積 6,571㎡外 8筆、合計面積は142,374㎡

価格 6,027,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第55号、番号5について報告いたします。

令和7年5月16日に渡邊委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長、青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第55号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第119号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第119号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第119号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字栄18-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、7,068㎡外15筆、合計面積は151,855㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年4月30日。

契約期間、平成27年4月30日から令和7年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月29日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内原野北3線125-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、17,143㎡外6筆、合計面積は133,721㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和5年6月30日。

契約期間、令和5年6月30日から令和15年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月15日となっております。

なお、番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
以上をもって、議案第119号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第120号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第120号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第120号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

土地の所在、字阿歴内原野北4線134-3

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、雑種地

面積、257㎡外1筆、合計面積は16,604㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和7年5月15日

なお、調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第120号、番号1について報告いたします。

令和7年5月15日に小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より小幡次長と現地調査を
してまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地、原野となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。
以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、
15番、遠藤君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
続いて番号2を議題といたします。
事務局より内容説明をさせます。
振興係長工藤君。

- 振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

土地の所在、字中チャンベツ255-2

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、13,779㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和7年5月15日

なお、調査結果につきましては、山本委員より報告をお願いいたします。

- 会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

- 12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第120号、番号2について報告いたします。

令和7年5月15日に小野寺委員、津野委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長と現地調査を
してまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番、山本君の報告を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
以上をもって、議案第120号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第121号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第121号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題といたします。
番号1を議題といたします。
なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

- 農地係長（青島雅明君） はい。
議案第121号について説明させていただきます。
農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。
意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

区分、用途区分変更。

地番、字熊牛原野12線西5番地1

現況地目、畑。

面積、43,812㎡の内11,660.03㎡

事業計画の名称、酪農舎建設事業

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第121号 番号1について報告いたします。

令和7年5月12日に、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから12ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、酪農者建設及びを目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番、渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、用途区分変更。

地番、字上オソツベツ原野6線西10番1。

現況地目、畑。

面積、11,384㎡の内1,421.62㎡。

事業計画の名称、乾乳舎建設事業

事業主体、●●●●、●●●●さん。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第121号 番号2について報告いたします。

令和7年5月16日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、乾乳舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

区分、用途区分変更。

地番、字栄169番地2。

現況地目、畑。

面積、47,889㎡の内1,480.62㎡。

事業計画の名称、スタック整備事業

事業主体、●●●●、●●●●さん。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番、嶋中です。

議案第121号 番号3について報告いたします。

令和7年5月12日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、スタック整備を目的として、農振農用区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第121号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第122号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第122号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1

貸付人、●●●●、●●●●さん

借受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇西熊牛原野西4線70-4の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、52,792㎡外4筆。合計面積130,843㎡

契約の種類、賃貸借（許可の日から10年間）

貸付人 相手方の希望による、借受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 年間418,697円

借受人 世帯員2名

借受人 畑1,447,663㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第112号、番号1について報告いたします。

5月19日に現地調査を行ってまいりました。

この賃貸借契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を借受し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を賃貸借する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東1-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,291㎡外6筆、合計面積は56,411㎡

契約の種類、贈与。

権利移転設定の理由、譲渡人、老齢のため、無償譲渡したい、譲受人、上記理由により無償で譲り受けたい。

資金調達の方法及び価格、無償。

譲受人世帯員2名。

農地は56,105㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第112号、番号2について報告致します。

5月19日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは老齢のため無償譲渡したい、譲受人の●●●●さんは、譲渡人老齢による無償譲渡を受けたいため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件であります常時従事日数については確認ができなかったため、審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（14番・嶋中君 挙手）

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

ただいまの報告と森田委員の調査結果から致しまして、この件につきましては判断いたしかねない部分が見受けられますため、保留することを提案いたします。

○会長（佐藤徳市君） それでは、14番・嶋中君の提案のとおり、保留することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。よって番号2については、保留ということに致しました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇多和161-15

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、14,015㎡外1筆。合計面積14,564㎡

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金200,670円

譲受人 構成員2名

譲受人 畑4,842,997㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第122号、番号3について報告いたします。

5月22日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を売買する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第122号、番号1及び番号3は原案可決、番号2については保留となりました。

◎議案第123号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第123号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第123号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野6線西10-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、1,421.62㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、乾乳舎建設。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

乾乳舎、593.64㎡。

作業場兼通路用地、827.98㎡。

合計面積、1,421.62㎡。

調査委員については、舟山委員、熊谷委員、澁谷委員、甲斐委員。

調査結果につきましては澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 2番・澁谷君。

○2番(澁谷洋君) 2番・澁谷です。

議案第123号、番号1について報告致します。

令和7年5月16日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●●●で営農する●●●●さんで、乾乳舎等を建築するため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第123号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第124号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第124号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第124号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野12線西5-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,660.03㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、酪農者及びラグーン建設のため

転用計画内容、期間、許可日から永久。

酪農舎1,097.62㎡、ラグーン600.00㎡、ロール置場2,042.36㎡、スタック置場2,628.77㎡、道路用地1,120.21㎡、作業場兼通路用地4,171.07㎡

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

調査結果につきましては渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

議案第124号、番号1について報告いたします。

令和7年5月12日に、大泉委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の9ページから12ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に酪農舎及びラグーン建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字栄 1 6 9 - 2 の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,480.62㎡外 1 筆、合計面積は2,957.34㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、スタック用地整備

転用計画内容、期間、許可日から永久。

スタック用地1,400.00㎡、作業場兼道路用地1,557.34㎡

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○ 1 4 番（嶋中勝君） 1 4 番・嶋中です。

議案第 1 2 4 号、番号 2 について報告いたします。

令和 7 年 5 月 1 2 日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料 1 3 ページから 1 6 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地にスタック用地整備を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました 1 4 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第124号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第125号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第125号、農用地の買入協議に係る要請について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第125号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり3件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月29日。

土地の所在、字多和166-1。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積30,618㎡外39筆、合計面積は507,242㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月31日。

土地の所在、字多和160-4

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,751㎡外46筆、合計面積は567,415㎡。

続きまして、

番号3

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月31日。

土地の所在、字多和161-9

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積21,107㎡外29筆、合計面積は361,982㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第125号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第126号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第126号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての内容45件を議題といたします。

なお、審議の都合上、番号11と番号12、番号13と番号14、番号25と番号26、番号27と番号28、番号33と番号34は、同様の案件のため、一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか？

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11と番号12、番号13と番号14、番号25と番号26、番号27と番号28、番号33と番号34の内容10件を一括議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号10まで内容10件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第126号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり45件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字標茶212-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、9,549㎡外8筆、合計面積は409,747㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年6月13日。

対価の支払い期限、令和7年8月2日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、16,732,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号10については、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字標茶535-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,697㎡外2筆、合計面積は217,569㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、12,792,000円となっております。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字栄7-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,942㎡外1筆、合計面積は72,026㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、2,662,000円となっております。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線86-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,834㎡外6筆、合計面積103,891㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、4,460,000円となっております。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線58-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,295㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、2,500,000円となっております。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ30-4。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、186,115㎡外6筆、合計面積481,536㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、14,932,000円となっております。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,263㎡外5筆、合計面積137,492㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、7,199,000円となっております。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字栄231-10。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、113,418㎡外2筆、合計面積136,186㎡

利用権設定等の内容、採放地。

価格は、5,528,000円となっております。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線70-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,571㎡外8筆、合計面積142,374㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、6,027,000円となっております。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字奥熊牛原野基線5-5。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,056㎡外28筆、合計面積345,796㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、15,663,000円となっております。

なお、番号1から番号10については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件については原案可決されました。

続いて番号11と番号12を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積59,378㎡外1筆、合計面積59,473㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間60,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号12については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号11と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号11から番号12については森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第126号、番号11から番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号12まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号13と番号14を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶163-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積17,116㎡外23筆、合計面積155,661㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間387,500円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号14については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号13と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号13から番号14については森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第126号、番号13から番号14について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号14まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号15から番号20まで、内容6件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号20まで内容6件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ560-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,824㎡外12筆、合計面積は71,909㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

土地の引渡時期、令和7年6月13日。

金額、年間180,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号16から番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号15と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ560-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,824㎡外12筆、合計面積は71,909㎡。

金額、年間180,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ600-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積29,125㎡。

金額、年間90,287円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ600-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積29,125㎡。

金額、年間90,287円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ766-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積54,755㎡外5筆、合計面積116,316㎡。

金額、年間212,500円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ766-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積54,755㎡外5筆、合計面積116,316㎡。

金額、年間212,500円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号15から番号20については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第126号、番号15から番号20について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号20については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号21から番号24まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号24まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線東59の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積2,845㎡外12筆、合計面積53,189㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間160,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号22から番号24については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、利用権設定等の内容、利用権等の期間、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号21と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線東59の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積2,845㎡外12筆、合計面積53,189㎡。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間160,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号23

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線東24-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積39,974㎡外28筆、合計面積874,386㎡。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和27年6月12日。

金額、年間1,840,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号24

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線東24-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積39,974㎡外28筆、合計面積874,386㎡。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和27年6月12日。

金額、年間1,840,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号21から番号24については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第126号、番号21から番号24について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号24まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号25と番号26を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号25

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野47-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積90,316㎡外10筆、合計面積284,723㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間911,113円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号26については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号25と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号26

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号25から番号26については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第126号、番号25から番号26について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号25から番号26まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号27と番号28を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号27

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野338-1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積30,950㎡外1筆、合計面積70,332㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間100,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号28については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号27と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 28

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号27から番号28については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第126号、番号27から番号28について報告いたします。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号27から番号28まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号29から番号32まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29から番号32まで内容4件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 29

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野東1線13-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,753㎡外16筆、合計面積146,805㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間367,012円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号30から番号32については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号29と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 30

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野東1線13-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,753㎡外16筆、合計面積146,805㎡。

金額、年間367,012円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号 31

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東31の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,973㎡外3筆、合計面積81,717㎡。

金額、年間81,717円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号 32

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東31の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,973㎡外3筆、合計面積81,717㎡。

金額、年間81,717円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号29から番号32については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第126号、番号29から番号32について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29から番号32まで内容4件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号33と番号34を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号33

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路256-3。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積2,040㎡外17筆、合計面積373,090㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間1,044,400円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号34については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号33と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号34

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号33から番号34については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第126号、番号33から番号34について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号33から番号34まで内容2件については原案可決されました。

(●●●●君復席)

お諮りいたします。

番号35から番号37まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号35から番号37まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号35

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線148-2の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積24,420㎡外22筆、合計面積265,557㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年6月13日から令和17年6月12日。

金額、年間849,781円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号36から番号37については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号35と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号36

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南2線148-2の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積24,420㎡外6筆、合計面積122,818㎡。

金額、年間393,016円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号 37

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内原野南 2 線 150-1 の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積2,835㎡外 15 筆、合計面積142,739㎡。

金額、年間456,765円。

支払方法は毎年 12 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 35 から番号 37 については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9 番・津野君。

○9 番（津野齊君） 9 番、津野です。

議案第 126 号、番号 35 から番号 37 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5 月 17 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 18 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 9 番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 35 から番号 37 まで内容 3 件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

お諮りいたします。

番号 38 から番号 41 まで内容 4 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号３８から番号４１まで内容４件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号３８

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内３０－２の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,202㎡外１４筆、合計面積201,799㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和７年６月１３日から令和１７年６月１２日。

金額、年間504,497円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号３９から番号４１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号３８と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号３９

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内３０－２の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,202㎡外１４筆、合計面積201,799㎡。

金額、年間504,497円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号４０

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内３０－２の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積4,103㎡外１０筆、合計面積222,692㎡。

金額、年間556,730円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

番号４１

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内30-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積4,103㎡外10筆、合計面積222,692㎡。

金額、年間556,730円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号38から番号41については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第126号、番号38から番号41について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号38から番号41まで内容4件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号42から番号45まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号42から番号45まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４２

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内６６－１の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積39,375㎡外１２筆、合計面積314,589㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和７年６月１３日から令和１７年６月１２日。

金額、年間1,006,684円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号４３から番号４５については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号４２と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号４３

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内６６－１の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積39,375㎡外１２筆、合計面積314,589㎡。

金額、年間1,006,684円。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

番号４４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北５線１９４－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積32,261㎡外１筆、合計面積33,087㎡。

金額、年間105,878円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

番号４５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北５線１９４－１の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積32,261㎡外１筆、合計面積33,087㎡。

金額、年間105,878円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号42から番号45については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野齊君） 9番、津野です。

議案第126号、番号42から番号45について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号42から番号45まで内容4件については原案可決されました。

以上をもって、議案第126号、内容45件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第24回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第24回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前12時02分閉会）